

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成26年6月23日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 平成26年6月23日（月曜日）午後1時30分 開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 市民福祉部、教育委員会  
第93号議案 「質疑・討論・採決」  
第97号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 陳情の審査  
(1) 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める陳情 「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 中西宏彰 副委員長 菊地勝昭  
委員 浅尾洋平 小野田直美 鈴木達雄 鈴木眞澄  
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のため出席した者

市民福祉部、教育委員会の副課長職以上の職員

参考人 遠山喜久一郎

参考人の補助者 島田明美、足立節子、中西玲子、手話通訳者

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議会事務局次長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 それでは、ただいまから厚生文教委員会を開会します。

本日は、20日の本会議において、本委員会に付託されました第93号議案及び第97号議案の2議案、並びに議長から送付された陳情について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

始めに、第93号議案 新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 それでは、93号についてですけれども、本会議でこの条例の一部改正による影響世帯、影響額というものの質疑に対する回答があったと思いますが、その国保会計そのものに対して、その影響が健全運営にどう及ぼすのかという、そのあたりはどうでしょうか。

○中西宏彰委員長 城所市民保険課長。

○城所克巳市民保険課長 今回の改正につきましては、賦課限度額の引き上げと、軽減対象者の判定基準の見直しというか拡大でありますけれども、軽減対象については、基盤安定ということで、国保会計では県が4分の3、市が4分の1ということで、その軽減対象分については、補填される形になります。

あと、課税限度額については80万円の増収ということになりますけれども、それについては、被保険者に応分の負担をしていただくということで、施行令に合わせた改正であります。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 その80万というのは、い

わゆるそのまま入ってくるという収入ということになるわけですか。

○中西宏彰委員長 城所市民保険課長。

○城所克巳市民保険課長 入ってくる収入というのは、国保会計としてその80万増収になるんですけど、引き上げにつきましては、後期高齢者支援金分の引き上げと、介護納付金の引き上げですので、説明が遅くなりましたけれども、介護納付金、後期高齢者支援金にあてる財源になります。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第93号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第93号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第97号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第97号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第97号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、しばらく休憩します。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時43分

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

陳情者 豊川市ろうあ者福祉協会会長 遠山喜久一郎氏、島田明美氏から提出されました「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」を議題とします。

本日は、参考人として、遠山喜久一郎さんの出席を得ております。また、参考人の補助者として、島田明美さん、足立節子さん、中西玲子さんの出席、手話通訳の方も許可しております。

この際、委員長から一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して、心からお礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

始めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、そのあと委員からの質疑にお答えいただくようお願いします。

それでは、遠山喜久一郎さん、手話通訳の方、よろしく申し上げます。

○遠山喜久一郎参考人 座ったままでよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 はい、どうぞ。

○遠山喜久一郎参考人 陳情に理解していただき、話す場を設けていただきましたことを感謝いたします。

私たちは、豊川市ろうあ者福祉協会の会員です。新城の聾啞者も会員に含まれております。いろいろな活動も一緒にしております。どのような活動をしているかと申しますと、私たちの暮らしが、聞こえる人たちの暮らしと同じようにできているのか、権利保障はきちんと守られているのか、自立した活動ができているのか、そのようなことができるようになるための活動をしております。

私たちの上部団体は、全日本ろうあ連盟という組織があります。そして、東海、県、市というふうな組織になっております。聾啞者の使う手話を、言語として認めてほしいということをお願いしております。手話は、まだまだきちんと法律では認められておりません。ですから、全国的に法律として認めてもらえるような活動をしております。

聞こえる人たちは、生まれたときから自然に音を聞き、声を聞き、言葉を獲得していきます。けれども、私たち聾啞者は、生まれたときからそういうことができません。聞こえないので、音声は聞こえません。そのかわりに、目で見ていろいろなものを覚えていって育っていきます。ですから、手話は目で見る言葉として、コミュニケーション方法の一つなんです。

私たちは、学校では聾学校に行ったんですけども、手話は授業に含まれておりません。発音、音声言語で教育を受けました。ですから、しっかりとした教育、十分に理解した教育を受けることができませんでした。小学校に入ったときに3年間口話教育を受けて、やっと小学校3年生になって普通の国語の教科書の勉強を始めます。ですから、国語の勉強でもなくて、発音の勉強が優先な教育を受けました。ですから、日本語でいろいろなこと

を説明されても、わからないままに育ってきました。私たちは、今、学校を卒業しても、今使っている手話は社会人になって、学校を卒業して、社会に入って、それから身に付けたものが手話です。学校の中で手話を覚えるということはありませんでした。学校では、口話教育が優先でしたので、そのまま教育を受けて卒業しました。手話は、社会に入り、先輩の使う手話を見て、そして覚えたものです。それが自然に身に付いて、今使っている手話となっています。ですから、聾学校は、聞こえない子供たちが小学部、中学部、高等部、それから専攻科というふうな科があるんですけれども、きちんとした年齢に合わせた教育を受けることができていませんでした。ですから、わからないままに私は卒業しました。ですから、社会人になって、社会的な常識、それからコミュニケーション、いろいろな常識などは、手話サークルの中の聞こえる人に手話を教えて、その人たちが手話で会話ができるようになり、そのときに手話でいろいろな社会的な常識などを教えてもらうという形で学びました。そうでなければ、今のような生活はできなかつたと思います。学校で学んだだけで、その手話サークルの手話のできる人からの情報がなければ、今のよう暮らしはできなかつたと思います。

なぜ聾学校は口話教育が優先なのかといいますと、明治のころに手話はみっともないというふうな考え方がされておりました。ですから、手話は使わないようにという教育が始まったと聞いております。私たちは、ですから、わからないけれども、我慢我慢して手話を使わずにきました。

では、なぜ私たちに手話が必要なのかといいますと、まずスムーズにコミュニケーションをするためです。豊かな会話、例えばいろいろな感情、悲しいという感情、おかし、いろいろな感情があると思いますが、それは手話を使えばコミュニケーションで感情を込

めたコミュニケーションもできます。けれども、口話ですともうとにかく口の形を見るだけですので、気持ちまで表現することはできません。

そういう聾学校の教育のかかわりで、そういうことも踏まえて、聾学校の中でも手話言語法ということをつくって、手話をきちっと保障してほしい。耳の聞こえない子どもたちのためにという意味でも、聾教育の場にも手話をきちっと保障してほしい、そのようなことも含めて、手話言語法の制定をお願いしています。

これは、新城だけではなく、豊川市議会にも陳情を出しています。全国的な運動で、手話言語法制定を求める意見書の提出をお願いする運動をしております。今のところ、150ぐらいの市で、そのような意見書が採択されたと聞いております。全国運動としては、9月までには、そういうふうに各市から出してもらおうような運動を成功させようというふうに考えております。ですから、こちらのほうでも、意見書を出していただければとてもありがたいと思います。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明が終わりました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。

また、委員に対しては質疑をすることができませんので、御了承願います。

○遠山喜久一郎参考人 わかりました。

○中西宏彰委員長 質疑はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭副委員長 私は、手話について勉強不足ですので、今いろいろお話を聞いて、どういうことかなということが少し理解できました。聾学校では、口話教育を受けてきたということで、手話はそこでは教えてもらえないということでしたが、口話教育でいうのは、私がちよっとお話を聞きながら思ったの

は、一般の人とも会話するにはそのほうが便利なのかなということで、口話教育の中で、一般の人の一般の日常生活の中で、一般の人と会話するには何とか意思が通じるようなところまではいっているんですか、そこらあたりはどうでしょうかね。

○中西宏彰委員長 よろしくお願ひします。

○遠山喜久一郎参考人 口話で会話すること、それは小さいときは、簡単な単語だけだったのでわかるんですけども、段々大人になってくると、もう会話言葉が長い話をするようになりますよね。そうすると、もうとても難しいです。つまり、筆談などの方法もありますが、やはり手話を覚えていただければ、きっちりと会話することができます。単語レベルなら通じますが、長い文章、言葉になると無理ということです。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑ありませんか。  
小野田委員。

○小野田直美委員 ありがとうございます。  
子どもたちに手話教育を取り入れることにより、子ども自身や周りにどのようなよい影響を与えられると思いますか。

○中西宏彰委員長 遠山さん、どうぞ。

○遠山喜久一郎氏 手話ができる子どもと、できない子どもがいたとします。できないとコミュニケーションはできないですよ。手話ができれば、手話を使ってコミュニケーションをとることができます。できる子ども、できない子どもはまちまちなんですが。

○足立節子参考人補助者 ちょっと補足してもよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 はい、どうぞ。

○足立節子参考人補助者 私たち聾啞者は自分で話すことができません。本当はわからないんですけども、わからないと言うと怒られたんです。「まだわからないの、コミュニケーションとれないのか」といつも実は怒られ続けてきたので、わからないということも言えずにきました。わかったふりをしてきて

います。ずっとそのようにしてきました。それは私たちの時代です。今の聾学校の子供たちは、聾学校で少しずつ手話を取り入れられてきているんですね。

先日、全国ろうあ者大会というのが長野にあり行きました。そのときに、たまたまバスの中に耳の聞こえない聾の子供がいました、5歳ぐらいの子供だと思んですけども、親子で手話で会話をしていました。そうすると、子供の反応がすごく明るいです。注意も親が手話ですると、きちんと理解できている様子がありました。その様子を見て、私はとてもうらやましいなと思いました。私の時代は、もう親は当然手話はできません。ですから、理解もしない、親の理解がないままに手話は自分も使えずにきたんです、我慢をして。今の子どもたちは、少しずつ手話をして、聞こえない子供も手話を見ながら理解することができます、いろいろなことを。今の聞こえないことは目で見て理解することができます。手話を見て、いろいろなこと、物事をわかって通じ合うことができます。普通の聞こえる子供も、耳でいろいろなことを聞いて理解することができますよね。それと同じように、聞こえない子供も目で見て、手話を見て通じ合い、理解するという様子を私は見てとても感動しました。このようなことが、手話言語法が制定されて、そのような耳の聞こえない子供もできて、その子供たちが育っていったらいいなというふうに、先日の大会に行つて思いました。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑ありませんか。  
浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私も、皆さんのお話を聞きまして、自分自身もやっぱり知識不足とか、私が感じていること、当たり前なのが聾啞者の方が当たり前ではなかったりだとか、そういったことがちょっとすごくわかつた話だつたと思つております。そこで、今の聾啞者の学校の中では、やはりまだその口話教育が

中心で、教育がされているという実態なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○中西宏彰委員長 遠山さん。

○遠山喜久一郎参考人 今の聾学校では、口話教育は優先です。法律では決まってないですけれども、少しずつ手話は認められてきています。ただ、手話のできる先生、できない先生がいるわけですね。全員が手話ができるわけではないんです、教員の。ですから、授業を受ける生徒も、やはり教師の影響を受けるということになると思います。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭副委員長 今いろいろ説明聞きましたように、手話でやれば、手話を使える人同士だと、コミュニケーションが十分にとれるということだと思いますが、手話が使えない人には、口話のほうが助かるのかなということを思います。手話言語法を制定することで、どのような社会を目指すのかということをお聞きします。

○中西宏彰委員長 遠山さん。

○遠山喜久一郎参考人 まずは、教育の現場が違ってくると思います。まず、教師が大学の中で、例えば聾学校の教師になる場合は、手話ができるような教育を受けて、その人が生徒に対して教育するということになります。今は、残念ながらそういう状況ではないので、手話のできる先生、できない先生、さまざまです。ですから、その教育を受ける生徒の状況もまちまちです。法律的にきっちり手話で学べるようになれば、例えば手話の専門的な科などができて、いろいろ手話に関する研究も進み、聾教育の場も変わってくると思われます。ですから、そのようにいい方向に教育の現場が変わっていくと思います。

○足立節子参考人補助者 補足させていただいてよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 足立さん、どうぞ。

○足立節子参考人補助者 今、遠山さんから言ったように、今、普通の聞こえる小中学校がありますよね。そういうところで、福祉実践教室のこと今やってるんですけども、道德の時間というか、総合の時間のような時間のところに、障害者にかかわることを入れていけば、自然に子どもたちも覚えて、社会人になったときに、聾啞者に会ったときにコミュニケーションの方法に戸惑うこともなく、あの人は聾啞者なんだと思うと、聞こえない人と話す方法を、例えば口話であるとか、身ぶりであるとか、伝え合う方法をみんな市民の皆さんがわかってもらえると、とても幸せだなというふうに思います。ですから、普通の学校でもそういう手話に関する教育を入れていただけるといいかな、そのようになると思います。ですから、学校教育のところにも、そういうことが取り入れられて、いいまちになっていくのではないかと思います。

ちょっと私の経験を話させていただいても構わないでしょうか。

名古屋で地下鉄に乗ったときの話です。2人で手話で話をしていました、私は。高校生くらいの子が向かい側に座っていて、私をずっと見てたんです。手話というものは聞いたことがあったと思うんですけども、手話を見るのは初めてだったらしいんです、その人は。じっと手話で話す様子を見ていました。でも、その見方というのが、とても嫌な目つきではなかったんですね。「あ、あの人耳が聞こえないのかな」というような見方で見てたんです。その人が「耳が聞こえないんです、それ手話ですか」というふうに口でゆっくり話してくれたんですね。それで私が「そうです聞こえないんです、それは手話です」と言ったら、その人が初めて手話を見て、これが手話なんだ、実際に見たのは初めてでうれしいというような顔をしてくれました。今まで学校でそのような手話を見たことがなかった、習ったこともなく、耳の聞こえない人に

会ったこともなかった。けれども、手話という言葉だけは知ってたんですね。実際に本物の手話を使う人に会ったこともなく、生まれて初めて手話と手話を使う人たちの様子を見て、とてもそれでその子と口話でゆっくり話をしたんですが、私が手話はわからなくても、聞こえないということを理解してくれて、身ぶりで伝え合うことを、そういう子どもがいるということを知ってうれしく思いました。それはもうとても宝だと思いました。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。  
ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 私も、知ってる方にお二人同じような環境の方がおみえになって、一生懸命こういう会話をさせてもらうんですけども、なかなか相手の意図が気づけない部分があって、本当に手話をされるというのは、手話で言葉がつけられるというのは一番大事ななというふうに、私は自分の体験の中でもさせてもらっておりますけども、少しでも皆さんが同じ目線に立って、手話をまずみんなが知っていただくということは大きな形の一歩になるんじゃないかなというふうに思うわけです。そういった意味で、この手話をされておみえになる、手話経験されてみえる人というのは何人ぐらいおみえになるんでしょうかね。この東三河でもいいし、豊川・新城でもいいですけどもね。

○中西宏彰委員長 遠山さん、どうぞ。

○遠山喜久一郎参考人 聾啞者の数ということでしょうか、人数ということでしょうか。

○鈴木眞澄委員 聾啞者じゃなくて、手話で話ができる方。

○遠山喜久一郎参考人 じゃあ、聞こえる人も含めてということでしょうか。

○鈴木眞澄委員 どれぐらい。

○遠山喜久一郎参考人 まず手話サークル、豊川市では5つの手話サークルがあります。でもそれぞれ人数もちよっと違うんですけれ

ども、5つの手話サークルがあります。新城は2つの手話サークルがありますね。ですから、7つの手話サークルで、大体1つ20から30人ぐらいの会員が集まっているという、ざっくりとした計算になるかな。新城はちょっと10人か15人ぐらいなようですが。ですから、まだまだ手話を使える人というのは少ないですね。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 海外と、ちょっと日本は比較ができないかもしれないんですが、海外のそういった聾啞学校だったり、手話の言語という位置づけなりというか、そういった情報がもしもあれば、簡単でいいですので教えていただきたいと思います。

○中西宏彰委員長 遠山さん、どうぞ。

○遠山喜久一郎参考人 北欧のほうのあたりでは、どこの国だったか忘れたんですけども、国として法律がもうあります。手話言語法は既に制定されております。手話で専門学校もあります、通訳を養成するような、国として責任を持って養成するような学校もあります。日本ではまだまだおこなっている状況です。ちょっと詳しい情報を持ってなくて、申しわけありません。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。  
ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 陳情書にありますように、改正障害者基本法、その中に、全ての障害者は可能な限り手話を含む言語その他の意思疎通のための手段、それについての選択の機会が確保されることとされているわけですけども、改正基本法を出されてまだ数年ではありますけども、その法律ができたあとにですね、国であったり自治体、市とか、対応が変わったとか、社会とか現場の皆さんの考え方が変わったとか、そういったような変化というも

のは感じてみえないですか。

○中西宏彰委員長 遠山さん、どうぞ。

○遠山喜久一郎参考人 例えば、普通の小学校の中に手話の科目、改正障害者基本法ではないんですけども、障害者の総合支援法によりまして、ちょっと多少変わりました。設置の手話通訳者が市役所にいるところがふえたとか、派遣の範囲が広がったということがあります。

○足立節子参考人補助者 補足させていたでいてよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 どうぞ。

○足立節子参考人補助者 それから、通訳だけではないんですけども、今まで引きこもっている聴覚障害者がいました。実際に外にでると、見ただけでは耳が聞こえないってわからないですよ、姿だけでは。実際には耳が聞こえないんですけども、自分がそのように障害者のようには見られないので、やっと何か話しかけてやっと耳が聞こえないと気づかれるんです。以前と比べると、耳が聞こえないとわかってからはスムーズな会話、少し会話ができるようになってきました。前は「ああ、耳が聞こえないから、もう何を言ってもだめだ」みたいなところがあったんですけども、今はいろんな身ぶりであったり、筆談であったり、ゆっくり口で話してくれるなどで、前と比べると、聞こえないということでも構えずに話してもらえるようになったと思います。

それから、高齢者ですけども、聞こえない人のデイサービスはないんですね、実は。普通の耳の聞こえる人が行っているところに行っても、ほとんど音に関係するプログラムばかりで、耳の聞こえない人が行っても、例えばカラオケしても楽しくないですし、楽しむことができないんです。ですから、耳の聞こえない高齢者同士が集まるということが、今とてもないんですね。ですから、今、一生懸命頑張って、東三河の中に「わらおうや」

という事業所を、耳の聞こえない人の集まる事業所を9月からスタートさせようとしています。そこは、聾高齢者であったりとか、年18歳以上の聞こえない人だけでも仕事につくことができない人、引き籠もりの人などが集まる場所をつくろうとしています。そこは、高齢者がそれ以上老化の進みを遅くするようとか、日中活動の場としてそのような事業をしようと思っています。多分耳の聞こえない高齢者の状況というのは、皆さんわからないと思います。ですから、東三河で一カ所、新城も蒲郡も豊川も皆集めて、一カ所にそういうところをつくろうとしていますので、理解と御協力をお願いいたします。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。鈴木委員。

○鈴木達雄委員 ありがとうございます。

もう1つ、先ほど手話言語法ができますと、教育の現場が変わるであろうということでした。それから、今、まちの中のそういった場所、皆さん聴覚障害者の方が集まってなさるような、みんなが集まるような場所もほしいとか、あってもいいかなということなんです。この手話言語法に具体的に今の、先ほど言った基本法というのでは足りなくて、具体的な言語法というようなものがないと、実現できないだろうということについては、先ほどの教育の現場以外のことで、何かほかにこの言語法に反映させていきたいなというようなことがあるわけですか。

○中西宏彰委員長 遠山さん、どうぞ。

○遠山喜久一郎参考人 今まで長い間、ろうあ協会として手話講習会、手話教室などをしてきました。けれども、なかなか発展しきれないところがあります。ですから、市町村の力が必要になります。市町村の中で手話が普及すれば、もう大きく変わっていくと思います。例えば、手話通訳者が役場に設置する前は、手話の普及はなかなかできなかったんですが、設置してからはもう普及が進みました。

手話通訳者が役場にいると、聞こえない人も役場に出かけることができます。その前は、行きたくても通じないということがあって、なかなか行けなかったこともありましたが。ですから、法律が変われば、法律によって県も市も町も、どのような内容になるかわかりませんが、行政とのかかわりは大きくなると私は思っています。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。  
ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 もう1つ、今、行政とのかかわりとおっしゃいましたけども、この陳情書の中にも1つの根拠として基本法の中の第22条、これが国とか市が、自治体ですね、やるべき具体的なことが規定されているという感じがするんですが、手話言語法は、いわゆる今言ったような行政なり町なりに具体的にこういうことをしていくべきだ、するべきだというような規定を具体的なものを入れていくような法律としていきたいという、そういうお考えですかね。

○中西宏彰委員長 遠山さん、どうぞ。

○遠山喜久一郎参考人 そのように考えています。つまり、今までは音声に関する法律はありましたが、手話に関する法律はありませんでした。手話だけの法律がなかったということですね。具体的に、手話が言語であると認める法律はありません。ですから、手話も音声言語と同じ言語であると認めるような法律にしてほしいということ。

○足立節子参考人補助者 補足させていたただいてよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 足立さんどうぞ。

○足立節子参考人補助者 普通、法律は音声言語法と書いてあります。手話言語法は書いてないですね。法律として、手話に特化した法律はないです。手話言語法を制定する意見書を国のほうに出していただければ、手話言語法が制定され、市町村のいろいろな教育の

現場の中にも手話が含まれるようになり、きちんと手話が言語として認知されて進んでいくものということだと思います。

○中西玲子参考人補助者 すいません、補足よろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 中西さん、どうぞ。

○中西玲子参考人補助者 中西と申します。

さっきお話したように、聾学校で、大体専攻科まで入れると二十歳まで聾学校でもあります。社会に出て自立するわけですが、いろいろな場面で実際壁があります。例えば職場に行っても、聞こえる人が周りにいて聞こえない自分が一人という状況のときには、例えば上司の話がわからない、社長の話かわからなかったり、それから病院に行っても、病状が、お医者さんの話かわからない。または、例えば自分が中西さんと呼ばれても、もう聞こえないので返事をしないと、放っておかれて飛ばされたという経験もたびたびあります。ですから、聴覚障害者の状況を、社会の中ではまだまだわかってない状況が多いと思います。そこでとても苦しい思いをしてきました。

また、市町村などから、例えばいろんな通知が来ます。ですから、文章の内容がわからなくて、手続の方法がわからず、市役所の窓口で教えてほしいと持っていったら、もうちょっと面倒という冷たい対応をされたこともありました。聞こえないから面倒だ、だから聞こえない人とわかった上できちんと対応を、例えば身ぶりや、手話じゃなくてもいいので、身ぶりであるとか同じように、とにかく健聴者、聞こえる人と対等な扱い、情報を与えてほしいと思います。そのような、同じような扱いをしてほしいと思います。

それから選挙もありますよね。例えば、選挙の演説があると思いますが、私たちは聞こえません。名前も顔もわかります、口の動きだけ見ても読み取ることはできません。何を訴えているのかわかりません。投票する、選ぶことができません。そういう差別もいつ

ばいあります。人間として、同じ人間として生まれたのに、聞く権利が全部奪われてきました。ですから、英語の科目がありますよね、学校の中に。それと同じように、手話の時間をつけていただければ、子どもたちが手話を学んだ子どもたち、聞こえる子どもたちが社会人になったときに、例えば窓口に行ったときに、あの人が聞こえない人とわかったら、中西さんというふうに例えば呼んでくれる、そのような理解が広がっていく社会になると思います。ですから、音声言語の日本語と同じように、手話も私たちの大事な言語として、一つの言語として対等に認めてほしいということです。

○中西宏彰委員長 どうぞ。

○中西玲子参考人補助者 確認したいんですけども、私は前にアメリカ人の方と会ったことがあります。その場所は、福祉関係の手話を教えたり、障害者のいろいろなことを教えるようなそういう教室でした。そこでアメリカの人に会いました。その人は手話ができるんです。どこで学んだのかと、その人に私は聞きました。そしたら、普通に学校で学んだという答えがありました。ですから、すごく進んでるなというふうに思いました。

○中西宏彰委員長 それでは、以上で参考人に対する質疑は終了しました。

本日はまことにありがとうございました。

この際、しばらく休憩します。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時33分

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

本陳情について、自由討議に入ります。意見等のある委員は、発言願います。

特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 それでは、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情について、私は趣旨採択の立場で討論いたします。

教育の上で、手話は音声言語と対等な言葉と扱われてなかったという点については、今回の陳情で認識を改められました。私自身、手話は言語であるとは考えていたものの、やはり音声言語を補う一つ的手段という認識であったように思います。社会全般も同様であるのではないかと考えております。平成23年制定の改正障害者基本法では、全ての障害者は、可能な限り手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されることとされました。法を持ち出すまでもなく、現代においては障害の有無にかかわらず、全ての人がひとしく自立した生活を送ることができる社会が求められています。道具や生活空間のバリアフリー、またはユニバーサルデザイン等は徐々に社会に受け入れられつつありますが、この先には情報伝達のバリアフリー、ユニバーサル化が求められていると考えます。聴覚障害を補うものとして、補聴器や電子機器の活用は今以上に高度なものになっていくだろうと思っておりますけれども、やはり人と人との思い、感情を含めた思いが伝わる会話は、体そのものを直接用いてこそのものでありまして、それは肉声であり、手話も同様であると思っております。手話は、聴覚障害者、健常者にかかわらず、意思を伝えることができるユニバーサルな言語であり、これからの共生する社会に求められるものと考えます。また、誰もが聴覚障害となる可能性がある超高齢社会においても、求められるものであると思っております。社会と時代が求めるものとして、国においては手話の言語としての位置を確立し、手話を学ぶことができ、普及できる環境整備が必要であると考えます。その意味で、陳情の趣旨には賛同するものであります。

しかし、ここで制定を求める手話言語法

(仮称)については、特にその具体的な施策を求めるとする内容については、本市議会においてはいま一度議論する段階にあると考えます。また、この新城市が自信を持ってと言いますか、理解しながら意見書を国に求める段階にないと私は考えています。よって、手話言語制定法を求める意見書の制定を求める陳情については、趣旨採択すべきものと考えます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 私は、採択の立場で討論いたします。

今、お話をお聞きしまして、幼いころからろうあ児童も手話を身につけることにより、豊かな感情を表現し、聞こえる子どもたちと同じように権利を獲得し、教育を受けられることが大切であると思います。したがって、手話言語法を制定するよう、国に求める意見書を出す必要があると思い、採択をすべきと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の両論がありますので、起立により採決します。

初めに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

起立少数と認めます。

次に、本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、その他ですが、申し出がありませんので、その他を終了します。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会します。

閉 会 午後2時35分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰